

第 5 5 3 号 令和3年5月

発行元 公益社団法人

全国火薬類保安協会

発行責任者 川 﨑 勝 樹

郵便番号 104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目13番5号

電話 03(3553)8762

www.zenkakyo-ex.or.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度 確認等を含めた自宅学習方式の講習を全国統一で実施しています。

● 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催・延 期・中止の可能性があります。

ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会 議 等 名 称
令和3. 5.18	第9回全国会議、第9回試験事務所長会議(書面開催)
6. 1	第29回理事会
6. 22	第18回総会(定時)、第30回理事会
6. 23	手帳制度研修会
9. 5	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、
	丙種火薬類製造保安責任者試験 (知事試験)
11. 8~ 9	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験(大臣試験)

● 令和3年2月の産業火薬類の生産、出荷(販売)、在庫量

- 経済産業省生産動態統計月報

生産 出荷(販売)

1,433

在庫

火薬及び爆薬(単位:t) 2,198 2.208 (前年同月比:%) (909)(98.3)(121.8)

● 令和3年火薬類関係事故について(4月30日までに報告のあったもの) 総括表(取扱・種類別一覧表)

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取扱 種類別		件数	計	人数	計	人数 (重-軽)	計
	産 業 火 薬	0)	0)	0 - 0	
製造中	煙火	0	0	0	0	0 - 0	$ \ 0 - 0 \ $
	がん具煙火	0		0	J	0 - 0	J
	産 業 火 薬	2]	0		0 - 1	
消費中	煙火	2	4	0	0	0 - 0	$ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
	がん具煙火	0	J	0	J	0 - 0	J
	産 業 火 薬	0]	0)	0 - 0	
運搬中	煙火	0	0	0	0	0 - 0	$ \ 0 - 0 \ $
	がん具煙火	0	J	0	J	0 - 0	J
	産 業 火 薬	0]	0		0 - 0	
貯 蔵 中	煙火	0	0	0	0	0 - 0	$ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
	がん具煙火	0	J	0	J	0 - 0	J
	産 業 火 薬	0]	0)	0 - 0	
がんろう中	煙火	0	0	0	0	0 - 0	$ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
	がん具煙火	0	J	0	J	0 - 0	J
	産 業 火 薬	0]	0]	0 - 0	
その他事故	煙火	1	$\mid \mid \mid 1 \mid$	0	0	1 - 0	$\left \begin{array}{c} 1 - 0 \end{array} \right $
	がん具煙火	0	J	0	J	0 - 0	J
	産 業 火 薬	2]	0]	0 - 1	
合 計	煙火	3	5	0	0	1 - 0	$\left \begin{array}{c} 1 \\ 1 \end{array} \right $
NA CALARINA	がん具煙火	0	J	0	J	0 - 0	J

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 第23期 期中登録講師名簿

所属協会	氏 名	勤務先	技術	煙火
大阪	米田 裕基	カヤク・ジャパン株式会社 西日本営業部	0	
広島	下野 洋介	中国化薬株式会社 営業本部	0	0
茨城	金澤 克昌	金沢煙火工場		0
茨城	後藤 陽一	東京石灰工業株式会社 石岡工場	0	
茨城	森 武	有限会社 森煙火工場		0

※表中、技術は産業火薬等保安管理技術講師

● 令和3年度火薬類危害予防週間の実施について

本年度の火薬類危害予防週間の実施について、本協会において会員にその趣旨 を周知し、危害予防の徹底に努めるよう経済産業省から通知がありました。

次にその実施要領の趣旨を掲載しますので、会員の皆様はその趣旨に従って保 安の確保に留意されるようお願いいたしします。

(目的)

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実 情に即した取組みを行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

本年度は、令和3年6月10日(木)から6月16日(水)まで実施する。

(実施機関)

産業保安グループ、各産業保安監督部、各都道府県及び各指定都市が、公益社団 法人全国火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲 商組合連合会、各都道府県火薬類保安協会等と協力して実施する。

(令和3年度の実施目標)

(1)最近の火薬類に係る事故の発生状況

事故件数は、過去10年を見ると、平成24年から令和元年までは60件前後のほぼ横 ばいで推移し、令和2年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため夏の花火大会 が相次いで中止されたことなどから事故件数が32件に減少した。死傷者数は、平成 23年から平成27年までは30名を超えていたが、平成28年から令和元年にかけては30 名を下回っており、事故件数が減少した令和2年においては7名であった。このうち 死亡者は、平成22年から7年間は発生しなかったが、平成29年は1名(産業火薬の 消費中)、平成30年は3名(産業火薬の消費中;1名、煙火の製造中;2名)の死亡 者が発生し、令和元年及び令和2年は発生していない。

令和2年の事故件数の内訳は、産業火薬の事故5件、煙火の事故13件(うち2件 は煙火及び玩具煙火の事故)、がん具煙火の事故16件であった。

事故の内容は、産業火薬に関しては、発破作業における飛石の事故及び発破以外 の消費中の事故が発生した。煙火に関しては、打揚煙火の消費中の事故が8件発生し、 事故事象の内訳は火災、黒玉、部品落下等であった。その他、動物駆逐用煙火の消 費中の火災や煙火残滓の残り火による火災が発生した。

最近の火薬類による事故の発生状況を踏まえると、ささいなきっかけで事故につ ながる可能性のある火薬類を取り扱っていることを常に意識し、これまでの取扱いが 保安上本当に十分なものか今一度確認し、より一層の創意・工夫を図ることが重要 である。また、製造等の技術基準の性能規定化に伴い、法令の趣旨を十分に理解す るように努めることが重要であると考える。

これらを踏まえ、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たっては、各実施 機関は関係事業者等に対して、「その先の事故を防ぐために一歩ずつ、確実なステッ プを。」をキーワードとし、以下の事項を重点的に実施するよう指導・周知し、保安 意識の向上を図るものとする。

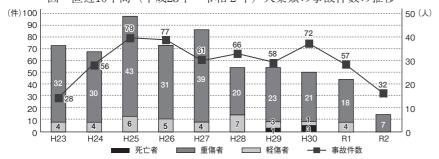
- ① 関係法令、規程等の周知徹底
- ② 危害予防規程、各現場における作業手順、安全対策等の再確認
- ③ 過去の事故事例を確認し、自らの現場等に置き換えた安全対策・保安教育等の
- ④ 製造・消費・廃棄等の作業開始前における手順や現状確認の徹底
- ⑤ 新たに想定されるリスクの洗い出しや、その対策の必要性等についての検討
- ⑥ 複数の作業者による現場確認の仕組みの徹底・構築

(実施事項)

- (1)各実施機関は、火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示、目標の周知等の保 安啓発活動を実施する。
- (2)各実施機関は、関係事業者等に対して、従業員に対する目標の周知とともに、立 入検査の実施等を行い、自主保安意識の高揚を図る。
- (3)各実施機関は、保安講習や表彰等の各地の実情に即した取組み等を行い、関係者 の危害予防意識の高揚を図る。
- (4)各実施機関は、関係者間における十分な情報共有・意見交換とともに、事故・災 害発生時の連絡体制、役割分担等の対応について再確認を行い、保安管理体制の 強化を図る。また、関係機関等とも連携してこれらを実施し、各地域における保 安管理体制の強化を図る。
- ※上記の取組を実施する際は、新型コロナウイルス感染症対策について十分に留意 しながら、取り組んでいただきますようお願いいたします。

(参考)

図 直近10年間(平成23年~令和2年)火薬類の事故件数の推移



● 令和3年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安 責任者試験案内(抜粋)

新型コロナウイルス感染症対策のお願い

(受験者は、本項をご理解の上、受験申請をしてください。)

- (1) <u>試験日(9月5日(日))の体温、体調を「受験票裏面の問診欄」に、</u> <u>必ず記入してご来場</u>ください。(受付時に「体温測定」をお願いする場合があります。)
- (2) 発熱(37.5℃以上)や咳等の症状がある受験者は、受験をご遠慮ください。
- (4) 試験会場において、本人確認のため、一時的にマスクを外していただく事があります。
- (5) 新型コロナウイルスの感染状況により、試験を中止又は延期する場合が あります。
- 1. 試験の種類 甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火藥類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験

午後1時~午後3時(ただし、一般火薬学免除者は午後2 時まで)

丙種火薬類製造保安責任者試験

午後1時~午後3時30分

- 3. 試験会場 都道府県単位で実施
- 4. 受験資格 学歴、経験、居住地を問いません。
- 5. 願書受付期間

*郵送による場合は<u>簡易書留郵便</u>にて送付してください。(簡易書留郵便 扱いで送付されない場合の郵便上の事故については、責任を負いかねま すのでご注意ください。)

6. 受験手数料 18,000円

(払込方法:受験願書添付の指定用紙による郵便振替にて払い込んでください。)

- 7. 提出書類
 - (1) 受験願書(裏面に受験手数料振込証明書(振替振込受付証明書)を 貼付)
 - (2) 受験票 (郵便はがき) 及び受験票控 (写真 (<u>縦4.5cm、横3.5cm</u>) 貼付)
 - (3) 住民票 (「個人番号」の記載のないもの)
 - (4) 試験課目の免除を希望する者は免除申請に関する書類
- 8. 願書配布場所

受験地の公益社団法人全国火薬類保安協会都道府県試験事務所(都道府県 火薬類保安協会内)にて<u>5月下旬より</u>配布します。

但し、青森県、山形県及び香川県の受験者は、下記へ問い合わせてください。

青森県: (公社) 全国火薬類保安協会 TEL 03-3553-8762 山形県: 山形県危険物安全協会連合会 TEL 023-632-5744 香川県: 香川県砕石事業協同組合 TEL 087-831-1827

9. 出願方法

受験願書等必要書類を整えて、受験地の公益社団法人全国火薬類保安協会 都道府県試験事務所(都道府県火薬類保安協会内)に申し込んでください。 但し、青森県、山形県及び香川県の受験希望者は、願書配布場所へ申し込 んでください。

10. 合格基準点

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験の合格基準点は、各課目とも60点以 上です。

丙種火薬類製造保安責任者試験の合格基準点は、一般教養科目は50点以上、その他の科目は60点以上です。

11. 試験結果の発表

令和3年10月22日(金)

発表は、都道府県試験事務所に合格者の受験番号を公示するとともに、 (公社)全国火薬類保安協会の下記のホームページにも合格者の受験番号 を掲載します。

http://www.zenkakyo-ex.or.jp

また、受験者個人にも合否を文書にて通知します。

(参考)

試験課目及び試験課目の免除

次の受験者区分に該当する者は、申請により○印以外の課目が免除されます。 なお、課目の免除について不明な点は、当協会又は近くの各都道府県試験事 務所にお尋ねください。

(1) 甲種·乙種火薬類取扱保安責任者試験

	甲乙取扱		
試験課目 受験者の区分 (該当する火薬類取締法規則)	法 令 火 薬 類 取 締	一般火薬学	
甲種・乙種火薬類製造保安責任者免状を有する者(第76条第1号)	免	免	
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した 者(第76条第2号)	0	免	
大学、高等専門学校、高校もしくは専修学校を卒業し、火薬学を 修得した者(第76条第3号)	0	免	
鉱山保安規則に定める火薬係員試験に合格した者(第76条第4号)	0	免	
以上に該当しない者 (第76条第5号)	0	0	

注:「免」は免除される試験課目を示す。

(2) 丙種火薬類製造保安責任者試験

		丙	製 造		
試験課目 受験者の区分 (該当する火薬類取締法規則)	関する法令	製造工場保安管理技術業および爆薬を含むり場所は個人(原料用火信房場所)の	合む)製造方法 信号焰管、信号火せ に要なるで を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	 	一般教養科目
火薬学に関し工学博士の学位を有する者(第75条第1号)	0	免	免	免	免
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修 して卒業した者(第75条第2号)	0	免	免	免	免
高等学校以上の学校を卒業した者(第75条第6号)	0	0	0	0	免
以上に該当しない者	0	0	0	0	0

注:「免」は免除される試験課目を示す。

● 景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい 状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが みられる。

- 4月の月例経済報告 -

内閣府は22日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「4月の月例経済報告」を提出し、承認された。

(我が国経済の基調判断)

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響より、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。

- 個人消費は、このところ弱含んでいる。
- 設備投資は、持ち直している。
- 輸出は、増加テンポが緩やかになっている。
- 生産は、持ち直している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、 総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、 持ち直しの動きがみられる。
- 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者 数等の動きに底堅さもみられる。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外 経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡 大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場 の変動等の影響を注視する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。その上で、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、デジタル改革やグリーン社会の実現などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する。

新型コロナウイルス感染症に対しては、4月1日、9日及び16日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都府県を対象とするまん延防止等重点措置の実施を決定したところであり、引き続き、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を具体化する令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、予備費も活用して機動的に必要な支援策を講じていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● 「火薬類取締法令の要点」改訂版を発行しました。

令和3年3月までの法令改正を反映させた改訂版を発行しました。本書はこれまで、火薬類取扱保安に関する条項に絞ってまとめられていました。すなわち、製造に関する条項は除かれていました。今回、丙種火薬類製造保安責任者の資格試験に挑戦される方や煙火の製造に携わっておられる、あるいはこれから従事されようとされる方にも役立てていただけるよう、製造に関する条項も載せることとしました。ただし、対象とするのは煙火の製造に限定しました。したがって、産業火薬や無煙火薬等の製造に関わる業務に従事される方には不足する条項がありますので、ご注意ください。